

# 告 示

## 埼玉県告示第二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百八十一号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 施行者の名称  
三芳町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
富士見都市計画下水道事業三芳公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和五十年十一月七日から  
平成三十二年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地  
イ 分流区域  
(1) 汚水  
(一) 収用の部分  
変更なし  
(二) 使用の部分  
変更なし